

高松市パートナーシップ・ ファミリーシップ宣誓制度 利用の手引き



高松市

人権・男女共同参画推進課

目次

1	はじめに	1
2	パートナーシップ宣誓について	2
3	ファミリーシップ宣誓について	3
4	証明書の交付までの流れ・準備物	3
	(1) パートナーシップ宣誓をする場合	4
	(2) パートナーシップとファミリーシップを同時に宣誓する場合	4
	(3) ファミリーシップ宣誓をする場合	5
5	その他の手続き（証明書の再交付、宣誓内容の変更等）	5
6	よくある質問	7

1 はじめに

高松市では、国籍や年齢、性別の違い、障がいの有無などに関わらず、市民一人一人が互いに人権を尊重し、多様性を認め合う共生社会の実現を目指しています。この理念に基づき、LGBTなど性的少数者の方のパートナー関係を尊重するために、令和2年4月から「高松市パートナーシップ宣誓制度」を導入しています。

家族の在り方が多様化している状況等を踏まえ、LGBTなど性的少数者の方々が抱える様々な不安や困難の軽減を図るため、この度、「高松市パートナーシップ宣誓制度」の対象者を拡充し、パートナーシップの関係にある2人の一方若しくは双方の子又は父母等についても家族関係にあることを証明する「高松市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を令和5年9月から導入します。

これらの制度は、法律上の権利や義務などの法的効力が発生するものではありませんが、パートナーのお二人とその御家族も含めた関係を市が公的に証明する制度です。

2 パートナーシップ宣誓について

●パートナーシップ宣誓制度とは？

法律上の婚姻関係とは異なり、一方又は双方が LGBT など性的少数者であるお二人が、互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行っている又は行うことを約した関係であることを宣誓し、市が公的に証明する制度です。

パートナーシップの宣誓をするには、一方又は双方が性的少数者であることのほか、以下の要件を全て満たす必要があります。

① 成年に達していること

- ・ 双方とも年齢は満 18 歳以上の方。

② 高松市民であること、又は転入予定であること

- ・ 市内に住所を有しているか、転入を予定している方。
- ・ 転入予定の方は、その事実が確認できる書類（転出証明書等）が必要です。また、宣誓から 3 か月以内に住民票の写し等を提出いただく必要があります。

③ 配偶者がいないこと

- ・ 戸籍抄本等で確認します。

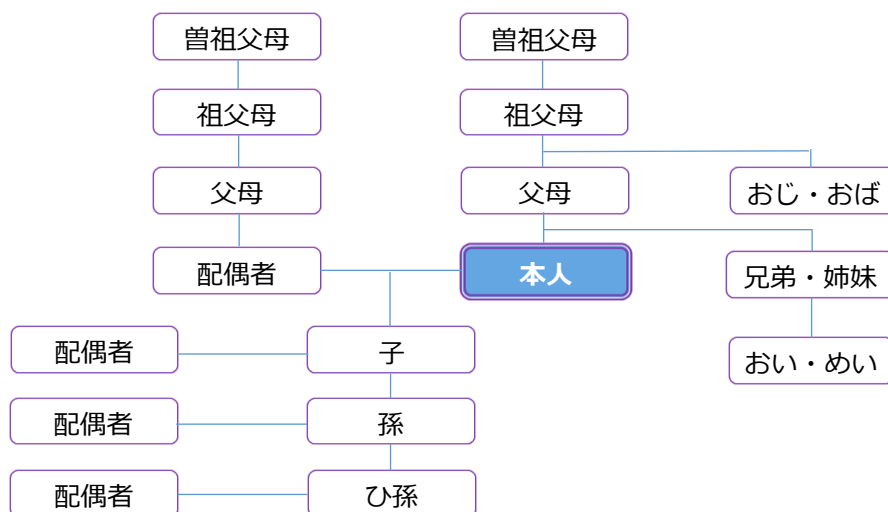
④ 宣誓者以外の方とパートナーシップの関係にないこと

- ・ 同様の制度を実施している他の自治体等で、宣誓者以外の方とパートナーシップの宣誓や登録を行っている方は、高松市において宣誓することはできません。

⑤ 宣誓者同士の関係が近親者でないこと

- ・ 民法の規定により、婚姻できない関係にある方（3 親等以内の親族）とは宣誓することができません。（ただし、養子縁組によって近親者となった場合を除く。）

● 3 親等の範囲（パートナーシップの宣誓ができない方）



3 ファミリーシップ宣誓について

●ファミリーシップ宣誓制度とは？

法律上の家族関係とは異なり、パートナーシップ宣誓者の一方若しくは双方の子又は父母等を家族とし、継続的な共同生活を行っている又は行うことを約した関係であることを宣誓し、市が公的に証明する制度です。

ファミリーシップの宣誓をするには、パートナーシップの宣誓を同時に行うか、既に宣誓を済ませていることのほか、以下の要件を全て満たす必要があります。

① パートナーシップ宣誓者の一方若しくは双方の子又は父母等（3親等内の親族）であること

② ファミリーシップ対象者である本人が同意していること

- ・ 15歳未満の方については、親権者の同意が必要です。
- ・ また、未成年の方については、パートナーシップ宣誓者の一方又は双方と生計同一である必要があります。

③ パートナーシップ宣誓者以外の方とファミリーシップの関係にないこと（他都市含む）

4 証明書の交付までの流れ・準備物

① 事前予約



- ・ 宣誓希望日の7日前までに申込フォーム又は電話、メールで必ず予約をしてください。
- ・ 日程調整、必要書類の準備・確認等を行います。
- ※ 申込みから3開庁日以内に日程を決定し、電話又はメールでご連絡いたします。

② 宣誓



- ・ 予約した日時にお越しただき、必要書類を提出してください。本人確認及び宣誓要件の確認を行います。
- ※ 当日お越しただき必要がある方、準備物等については、宣誓ごとにより異なりますので、次ページ以降を必ずご確認ください。

③ 宣誓証明書の交付



- ・ 要件を満たしていることが確認できたら、証明書（カード）を交付します。
- ※ 内容等の確認のため、証明書の交付に1時間程度時間がかかります。

予約なしで宣誓に来られた場合、対応ができない可能性がありますので、**必ず事前に予約**をしてください。なお、宣誓日や証明書の交付日時は、ご希望に沿えない場合がありますのでご了承ください。また、希望者は個室で対応しますので、事前予約の際にお申し出ください。

連絡先：高松市 市民局 人権・男女共同参画推進課
TEL：087-839-2292 メール：keihatsu@city.takamatsu.lg.jp
受付時間（電話の場合）：平日（土日祝日及び年末年始を除く） 8：30～17：15

4 - (1) パートナーシップ宣誓をする場合

お越しいただく方	パートナーシップ宣誓をしようとする2人
<p>必要書類</p> <p>※右記以外に、市長が必要と認める書類の提出を求めることがあります。</p>	<p>① <u>住民票の写し(住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写し可) ※3か月以内に発行されたもの</u> ※転入予定の方は、高松市に転入する予定が記載された転出証明書等を提出してください。</p> <p>② <u>現に婚姻をしていないことを証明する書類(戸籍抄本や独身証明書等) ※3か月以内に発行されたもの</u> ※外国籍の方は、婚姻要件具備証明書等の配偶者がいないことを確認できる大使館等公的機関が発行する婚姻要件具備証明書等に日本語訳を添付して提出してください。</p> <p>③ <u>お越しいただく方の本人確認ができるもの(マイナンバーカードや運転免許証、パスポート等本人の顔写真付きの官公署が発行したもの)</u> ※上記確認資料がない場合は、健康保険証、年金手帳、年金証書、介護保険の被保険者証等を2点以上お持ちください。</p>

4 - (2) パートナーシップとファミリーシップを同時に宣誓する場合

お越しいただく方	パートナーシップ宣誓をしようとする2人
<p>必要書類</p> <p>※右記以外に、市長が必要と認める書類の提出を求めることがあります。</p>	<p>① <u>パートナーシップ宣誓をする場合に必要な書類一式 ※4 - (1) 参照</u></p> <p>② <u>パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(様式第1号) ※ファミリーシップ対象者氏名欄に署名がされたもの</u> あらかじめファミリーシップ対象者へ本制度を十分にご説明いただいたうえで、ファミリーシップ対象者氏名欄に、自書による署名をお願いします。また15歳未満の者については、親権者の欄に、自書による署名も併せて記入が必要です。様式(第1号)は、高松市ホームページからダウンロードしていただくか、当課窓口でもお渡しが可能です。</p> <p>③ <u>ファミリーシップ対象者とパートナーシップ宣誓者の家族関係を証明する書類(戸籍抄本等) ※3か月以内に発行されたもの</u></p>

4 - (3) ファミリーシップ宣誓をする場合

お越しいただく方	パートナーシップ宣誓者の一方又は双方
<p>必要書類</p> <p>※右記以外に、市長が必要と認める書類の提出を求めることがあります。</p>	<p>① <u>パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容変更届（様式第4号）</u> ※パートナーシップ宣誓者及びファミリーシップ対象者の対象者名欄に署名がされたもの</p> <p>あらかじめファミリーシップ対象者へ本制度を十分にご説明いただいたうえで、パートナーシップ宣誓者及びファミリーシップ対象者氏名欄に自署による署名をお願いします。また15歳未満の者については、親権者の欄に、自書による署名も併せて記入が必要です。様式（第4号）は、高松市ホームページからダウンロードしていただくか、当課窓口でもお渡しが可能です。</p> <p>② <u>ファミリーシップ対象者とパートナーシップ宣誓者の家族関係を証明する書類（戸籍抄本等）</u> ※3か月以内に発行されたもの</p> <p>③ <u>お越しいただく方の本人確認ができるもの（マイナンバーカードや運転免許証、パスポート等本人の顔写真付きの官公署が発行したもの）</u></p> <p>※上記確認資料がない場合は、健康保険証、年金手帳、年金証書、介護保険の被保険者証等を2点以上お持ちください。</p> <p>④ <u>既に交付している宣誓証明書（全通）</u></p>

5 その他の手続き

宣誓後、以下に記載のその他の手続きを希望される場合も、**来庁日を事前に予約**してください。また、**いずれの手続きにも本人確認ができるもの**（マイナンバーカードや運転免許証、パスポート等本人の顔写真付きの官公署が発行したもの）**が必要**です。

手続きごとに必要な書類が異なります。必要書類については、予約時にご説明させていただきます。各様式は、高松市ホームページからダウンロードしていただくか、当課窓口でもお渡しが可能です。

証明書の再交付について

紛失、き損その他の事情により証明書の再交付を希望される場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書再交付申請書（様式第3号）」を提出してください。

なお、き損の場合は、交付している証明書を添付してください。

宣誓内容の変更について

次の①～⑩に該当する場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容変更届（様式第4号）」を提出してください。

なお、住所及び電話番号の変更をする場合を除き、現在交付している証明書（全通）を添付してください。

● パートナーシップ宣誓者について
①一方若しくは双方の氏名又は通称名に変更があったとき
②一方又は双方が転居したとき
③一方又は双方の電話番号に変更があったとき
● ファミリーシップ対象者について
④氏名又は通称名に変更があったとき
⑤住所に変更があったとき
⑥電話番号に変更があったとき
⑦ファミリーシップ対象者をファミリーシップに追加するとき
⑧ファミリーシップ対象者の全部または一部とファミリーシップを解消するとき
⑨ファミリーシップ対象者が死亡したとき
⑩ファミリーシップ対象者が対象者の要件を満たさなくなったとき

証明書の返還について

次の①～④に該当する場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書返還届（様式第5号）」と現在交付している証明書（全通）を提出してください。

①宣誓者の意思により、パートナーシップが解消されたとき
②宣誓者の一方が死亡したとき
③宣誓者の一方又は双方が市外に転出したとき ※ただし、宣誓者の一方が転勤や親族の疾病、その他やむを得ない事情により、一時的に転出する場合を除く。
④宣誓の取消しにより、証明書の返還を求められたとき

宣誓に関する申立てについて

ファミリーシップ対象者は、宣誓証明書等から当該氏名を削除するよう申立てすることができます。その場合、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書（様式第6号）」と申立人に交付された証明書を提出してください。ただし、未成年の子については、**満15歳に達した日以降**でなければ申立てすることができません。

内容を審査した後、パートナーシップ宣誓者及び申立者以外のファミリーシップ対象者に対し、新たな証明書を交付します。

6 よくある質問

Q1 パートナーシップ宣誓制度と婚姻制度の違いは何ですか。

婚姻を行うと、民法の規定に基づく法律上の親族となり、相続等財産上の権利や税金の控除、親族の扶養義務等、様々な権利・義務が発生します。

一方、高松市のパートナーシップ宣誓制度は、要綱に基づいて行われるものであり、婚姻のような法的な効力はありません。また、宣誓を行うことにより、戸籍や住民票の記載が変わることはありません。

Q2 パートナーと同居していないと宣誓できませんか。

必ずしも同居している必要はありませんが、お二人が市内在住か、3か月以内に転入予定であることが必要です。

Q3 ファミリーシップ対象者と同居していないと宣誓できませんか。

ファミリーシップ対象者は市外在住も対象としており、同居している必要はありません。ただし、対象者が未成年の場合は、パートナーシップ宣誓者の一方又は双方と生計が同一であることが必要です。

Q4 事実婚の場合でも宣誓できますか。

本制度は、LGBTなど性的少数者の方のパートナー関係を尊重する制度ですので、事実婚の場合は宣誓できません。

Q5 養子縁組していると宣誓できませんか。

パートナーシップにあるお二人が、様々な事情により婚姻を選択しない現状を考慮し、養子と養親の関係にある場合でも、パートナーシップ宣誓ができることとしています。

Q 6 宣誓するにあたり、誰が窓口に行けばよいですか。

宣誓には、①パートナーシップ宣誓をする場合 ②パートナーシップとファミリーシップを同時に宣誓する場合 ③ファミリーシップ宣誓をする場合があります、それぞれお越しいただく方・準備物が異なりますので、詳細は、P.4～5をご覧ください。

なお、②③において、ファミリーシップ対象者の来庁は不要ですが、対象者がファミリーシップ宣誓に同意していることの確認として、ファミリーシップ対象者氏名欄に対象者本人が署名した宣誓書の提出が必要になります。

Q 7 代理でパートナーシップ宣誓をしてもらうことは可能ですか。

代理での宣誓はできません。必ず、宣誓者のお2人がそろって窓口にお越しくください。なお、宣誓書に自署いただくことが原則ですが、何らかの理由により自署できない場合は、お2人の立会いの下、他の方による代筆は可能です。

Q 8 代理でファミリーシップ宣誓をしてもらうことは可能ですか。

代理での宣誓はできません。必ず、パートナーシップ宣誓者のお2人又はどちらかお1人が窓口にお越しくください。

Q 9 郵送での宣誓は可能ですか。

成りすましや偽造等の悪用防止の観点から、郵送での宣誓はできません。

Q 10 通称名は使用できますか。

性別違和等の理由により、通称名をしようしている場合は使用することができます。なお、その際は社会生活の中で日常的に使用していることが分かる書類（郵便物や社員証等）の写しを提出してください。この場合、交付する宣誓証明書の表面に通称名を、裏面の特記事項欄に戸籍上の氏名を記載します。

Q 11 宣誓するのに費用はかかりますか。

宣誓や宣誓証明書の交付には、費用はかかりません。ただし、宣誓の際に提出いただく必要書類の交付手数料等は自己負担となります。

Q 12 宣誓証明書は即日交付されますか。

提出された書類等に不備がなく、宣誓が適当と認められる場合は即日交付いたします。ただし、内容確認等に時間を要する場合等には、即日交付できないことがありますので、ご了承ください。

Q 1 3 宣誓証明書はどのように利用できますか。

市の制度では、市立病院（みんなの病院）での手術同意や母子健康手帳の交付等の際に利用できます。詳細については、市ホームページでご確認ください（「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」で検索）。

今後、利用できる行政サービスを増やしていくとともに、随時お知らせします。

また、民間事業者や市民の皆様に対しても、制度の趣旨を理解し、宣誓者に適切な対応を行うよう、証明書の利用等について周知・啓発を行います。

Q 1 4 宣誓証明書を紛失したときは再交付できますか。

宣誓証明書の紛失やき損などの事情により、再交付を希望される場合は、再交付が可能です。

Q 1 5 関係を解消したときはどうしたらいいですか。

交付している宣誓証明書を添えて返還届を提出してください。

Q 1 6 どのようなときに宣誓証明書を返還しなければいけないですか。

パートナーシップが解消されたとき、宣誓者の一方が死亡したとき、一方又は双方が市外に転出されたとき等に返還していただきます。詳細は、P.6 をご覧ください。

Q 1 7 成りすましや偽造等の悪用はされませんか。

市が宣誓を受ける際には、住民票の写しや現に婚姻をしていないことを証明する書類、本人確認を行うための運転免許証等の提示を求めることで、成りすまし等の悪用を防止します。なお、パートナーシップ（・ファミリーシップ）宣誓証明書を虚偽等により交付を受けた、また、不正に利用したことが判明したとき（偽造等も含む。）は、当該パートナーシップ（・ファミリーシップ）の宣誓を取り消し、宣誓証明書を返還していただきます。

Q 1 8 プライバシーは守られますか。

宣誓は、個室で行っていただくことが可能です。事前予約の際にお申し出ください。

また、証明書の掲示により行政サービスを利用した場合、その情報を当該サービス等の目的以外に使用することを禁じるなどしてプライバシー保護に取り組んでいます。

Q 1 9 なぜ、転入予定でもパートナーシップ宣誓ができるのですか。

高松市へ転入し、パートナーと共同生活することを予定している方が、住居等の準備を整えるために必要な場合を想定しているためです。

Q20 法的効力がないのに、なぜ制度を導入するのですか。

高松市がお二人のパートナー関係やパートナーと家族等との関係を認め尊重することで、性的少数者の方々が抱える、様々な不安や困難の軽減を図ることを目的に、本制度を導入しています。

また、本制度の導入により、多様性への社会的理解が広がり、LGBTなど性的少数者に対する偏見や差別の解消につながることを期待しています。

その他、ご不明な点がございましたら、下記までお気軽にお問い合わせください。

高松市 市民局 人権・男女共同参画推進課

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

TEL : 087-839-2292 FAX : 087-839-2291

受付時間 平日（土日祝日及び年末年始を除く） 8:30~17:15

メール : keihatsu@city.takamatsu.lg.jp

高松市 HP「高松市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」



高松市 LGBT 検索

発行 令和2年3月

改定 令和5年8月

改定 令和6年4月